

**令和6年第1回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(令和6年3月6日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号））	7
議 案	1	市道路線の認定等について	25
議 案	2	包括外部監査契約の締結について	37
議 案	3	指定管理者の指定について	39
議 案	4	指定管理者の指定の期間の変更について	41
議 案	5	泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更に係る協議について	43
議 案	6	泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	7	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議 案	8	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	51
議 案	9	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	10	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	55

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	11	泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について	57
議 案	12	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59
議 案	13	泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	14	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	69
議 案	15	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	71
議 案	16	泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	77
議 案	17	泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79
議 案	18	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	81
議 案	19	泉南市立保育所設置条例の廃止について	83
議 案	20	泉南市立若松湯条例の廃止について	85
議 案	21	令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第13号）	87
議 案	22	令和5年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第1号）	135

議案	23	令和5年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	137
議案	24	令和5年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	145
議案	25	令和6年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議案	26	令和6年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議案	27	令和6年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議案	28	令和6年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議案	29	令和6年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議案	30	令和6年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議案	31	令和6年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議案	32	令和6年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議案	33	令和6年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議案	34	令和6年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議案	35	令和6年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	36	令和6年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議 案	37	令和6年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	38	令和6年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	39	令和6年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	40	令和6年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	41	令和6年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	42	令和6年度泉南市下水道事業会計予算	別冊

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本優真

- 1 令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）

専決理由

物価高騰の影響を受けている世帯等の支援に要する経費について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第1号

令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,848,603千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月9日専決

泉南市長 山本優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,838,710	325,270	7,163,980
	2 国庫補助金	2,321,861	325,270	2,647,131
歳入合計		31,523,333	325,270	31,848,603

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		14,405,431	325,270	14,730,701
	1 社会福祉費	5,997,041	325,270	6,322,311
歳 出	合 計	31,523,333	325,270	31,848,603

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
民 生 費	社 会 福 祉 費	生活困窮者緊急生活支援金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯）	1 5 6, 2 1 3 千円
民 生 費	社 会 福 祉 費	生活困窮者緊急生活支援金給付事業（子ども加算分）	1 6 9, 0 5 7 千円

令和5年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第12号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15 国庫支出金		6,838,710	325,270	7,163,980			
(2) 国庫補助金		2,321,861	325,270	2,647,131			
	2) 民生費国庫補助金	1,505,319	325,270	1,830,589	1. 社会福祉費補助金	325,270	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
歳 入 合 計		31,523,333	325,270	31,848,603			

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

歳 出

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 民生費	14,405,431	325,270	14,730,701	325,270		
				国庫支出金		
				325,270		
(1) 社会福祉費	5,997,041	325,270	6,322,311	325,270		
				国庫支出金		
				325,270		
1) 社会福祉総務費	1,034,231	325,270	1,359,501	325,270		
				国庫支出金		
				325,270		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1,379	
				10. 需用費	600	
				11. 役務費	2,799	
				12. 委託料	5,092	
				13. 使用料及び賃借料	400	
				18. 負担金、補助及び 交付金	315,000	
[18] 生活困窮者緊急 生活支援金給付 事業（住民税均 等割のみ課税世 帯）	0	156,213	156,213	156,213		生活福祉課
				国庫支出金		
				156,213		
				[社会福祉費補助金		
				156,213]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	788	超勤手当
				10. 需用費	200	消耗品費
				11. 役務費	1,160	郵便料
						336
						電話料
						10
						口座振替手数料
						814

				12. 委託料	3,665	電算委託料 電算システム改修委託料 人材派遣委託料	482 550 2,633
				13. 使用料及び賃借料	400	機械・器具借上料	
				18. 負担金、補助及び 交付金	150,000	生活困窮者緊急生活支援金	
[19] 生活困窮者緊急 生活支援金給付 事業（こども加 算分）	0	169,057	169,057	169,057		生活福祉課	
				国庫支出金 169,057 [社会福祉費補助金 169,057]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	591	超勤手当	
				10. 需用費	400	消耗品費	
				11. 役務費	1,639	郵便料 電話料 口座振替手数料	287 10 1,342
				12. 委託料	1,427	電算委託料 人材派遣委託料	110 1,317
				18. 負担金、補助及び 交付金	165,000	生活困窮者緊急生活支援金	
歳 出 合 計	31,523,333	325,270	31,848,603				
				国庫支出金 325,270			

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括 (会計年度任用職員を含む)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 378 (397)	千円 392,550	千円 1,808,271	千円 1,300,828	千円 3,501,649	千円 651,237	千円 4,152,886	
補正前	378 (397)	392,550	1,808,271	1,299,449	3,500,270	651,237	4,151,507	
比 較	0 (0)	0	0	1,379	1,379	0	1,379	

※ () 内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 39,308	千円 111,225	千円 52,643	千円 20,383	千円 99,629	千円 1,224	千円 38,654	千円 4,788
	補正前	39,308	111,225	52,643	20,383	98,250	1,224	38,654	4,788
	比 較	0	0	0	0	1,379	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
補正後	千円 16,725	千円 468,846	千円 323,468	千円 123,935					
補正前	16,725	468,846	323,468	123,935					
比 較	0	0	0	0					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 378 (149)	千円 0	千円 1,808,271	千円 1,250,518	千円 3,058,789	千円 599,628	千円 3,658,417	
補正前	378 (149)	0	1,808,271	1,249,139	3,057,410	599,628	3,657,038	
比 較	0 (0)	0	0	1,379	1,379	0	1,379	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
	補正後	39,308	111,225	52,643	20,383	99,629	1,224	38,654	4,788
	補正前	39,308	111,225	52,643	20,383	98,250	1,224	38,654	4,788
	比 較	0	0	0	0	1,379	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 16,725	千円 418,536	千円 323,468	千円 123,935				
	補正前	16,725	418,536	323,468	123,935				
	比 較	0	0	0	0				

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		
職員手当等	1,379	その他の増減分	1,379	生活困窮者緊急生活支援金給付事業に伴う増加	超過勤務手当 1,379 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,004,455		9,004,455	28.3
2 地方譲与税	166,200		166,200	0.5
3 利子割交付金	6,400		6,400	—
4 配当割交付金	51,200		51,200	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	48,600		48,600	0.2
6 法人事業税交付金	142,600		142,600	0.4
7 地方消費税交付金	1,536,400		1,536,400	4.8
8 ゴルフ場利用税交付金	43,000		43,000	0.1
9 環境性能割交付金	25,900		25,900	0.1
10 地方特例交付金	52,481		52,481	0.2
11 地方交付税	3,943,926		3,943,926	12.4
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	59,676		59,676	0.2
14 使用料及び手数料	330,694		330,694	1.0
15 国庫支出金	6,838,710	325,270	7,163,980	22.5
16 府支出金	2,364,668		2,364,668	7.4
17 財産収入	36,823		36,823	0.1
18 寄附金	1,200,757		1,200,757	3.8
19 繰入金	2,357,400		2,357,400	7.4
20 諸収入	294,254		294,254	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	2,437,904		2,437,904	7.7
22 繰越金	573,285		573,285	1.8
歳入合計	31,523,333	325,270	31,848,603	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	212,747		212,747	0.7
2 総務費	3,028,310		3,028,310	9.5
3 民生費	14,405,431	325,270	14,730,701	46.2
4 衛生費	2,286,535		2,286,535	7.2
5 農林水産業費	190,071		190,071	0.6
6 商工費	232,542		232,542	0.7
7 土木費	1,913,810		1,913,810	6.0
8 消防費	839,439		839,439	2.6
9 教育費	2,633,578		2,633,578	8.3
10 公債費	3,702,648		3,702,648	11.6
11 諸支出金	1,995,220		1,995,220	6.3
12 予備費	30,000		30,000	0.1
13 災害復旧費	53,002		53,002	0.2
歳 出 合 計	31,523,333	325,270	31,848,603	100.0

議案第1号

市道路線の認定等について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の路線の認定及び廃止について議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本優真

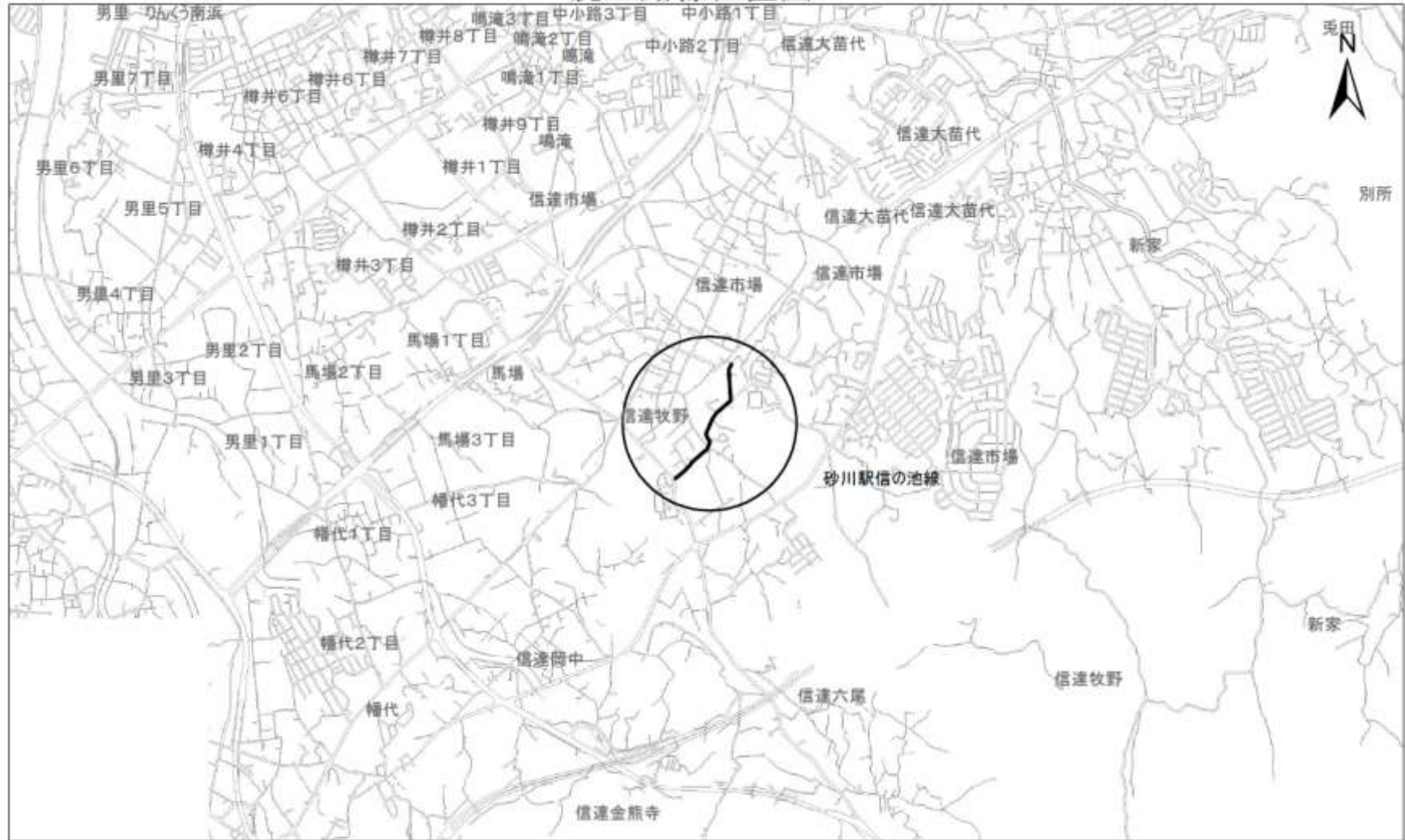
1 廃止路線

路線名	起 点	道路の最大 最小幅員	道路延長	重要な 経過地
	終 点			
砂川駅信の池線	信達牧野154番地先	4.6m～9.1m	603.8m	
	信達牧野445番地先			

2 認定路線

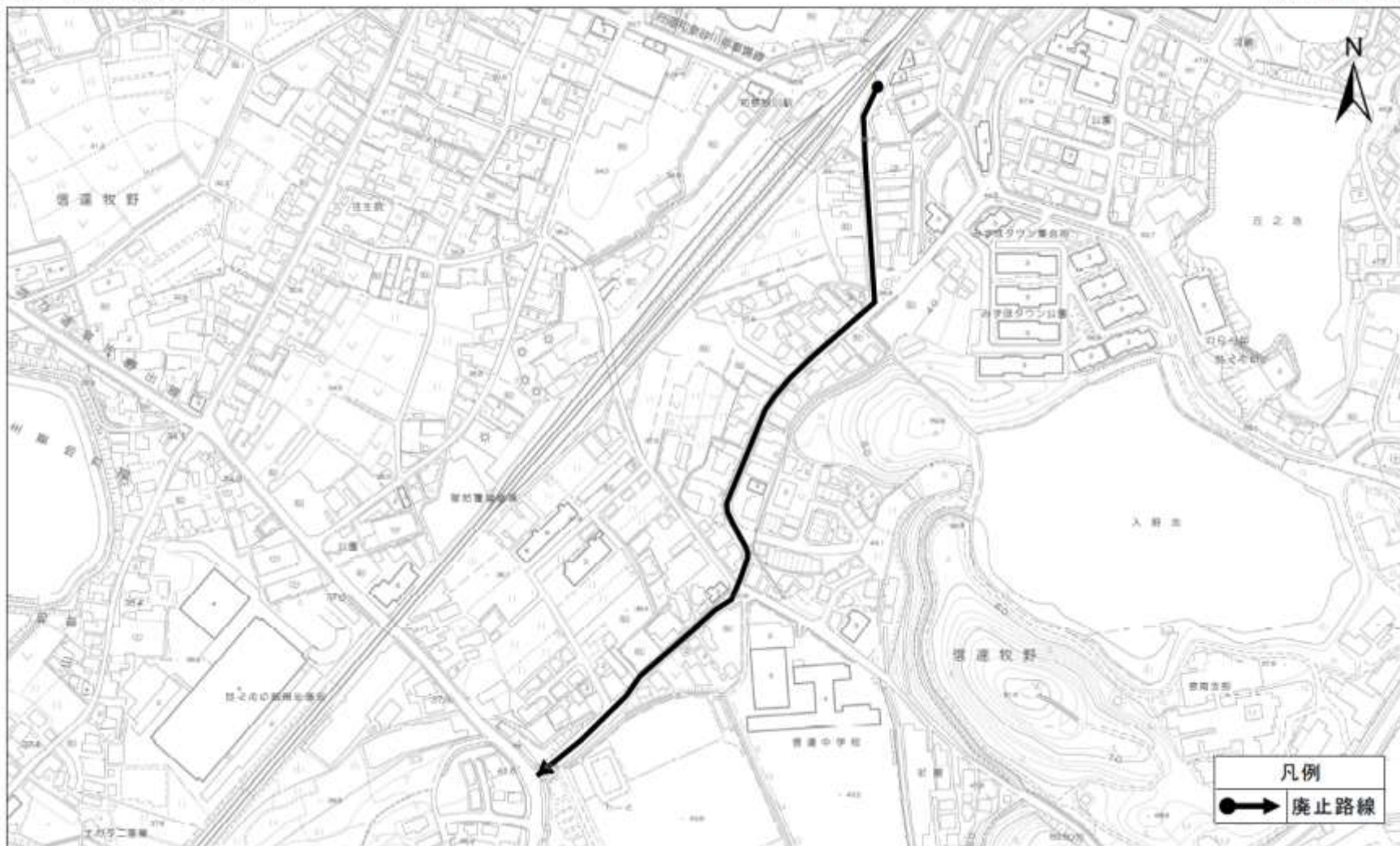
路線名	起 点	道路の最大 最小幅員	道路延長	重要な 経過地
	終 点			
砂川駅信の池線	信達牧野167-3番地先	4.6m~9.1m	626.1m	
	信達牧野445番地先			
牧野山手線3号支線	信達牧野318-3番地先	5.5m	51.5m	
	信達牧野313-3番地先			
三和長慶寺線2号支線	信達市場1113-3番地先	5.9m	35.8m	
	信達市場1113-8番地先			
三和長慶寺線3号支線	信達市場1105-2番地先	6.0m	32.7m	
	信達市場1105-8番地先			
三和長慶寺線4号支線	信達市場1110-3番地先	6.0m	32.8m	
	信達市場1110-9番地先			
上村暮間線2号支線	新家634-7番地先	5.0m	96.9m	
	新家633-3番地先			

廃止路線位置図



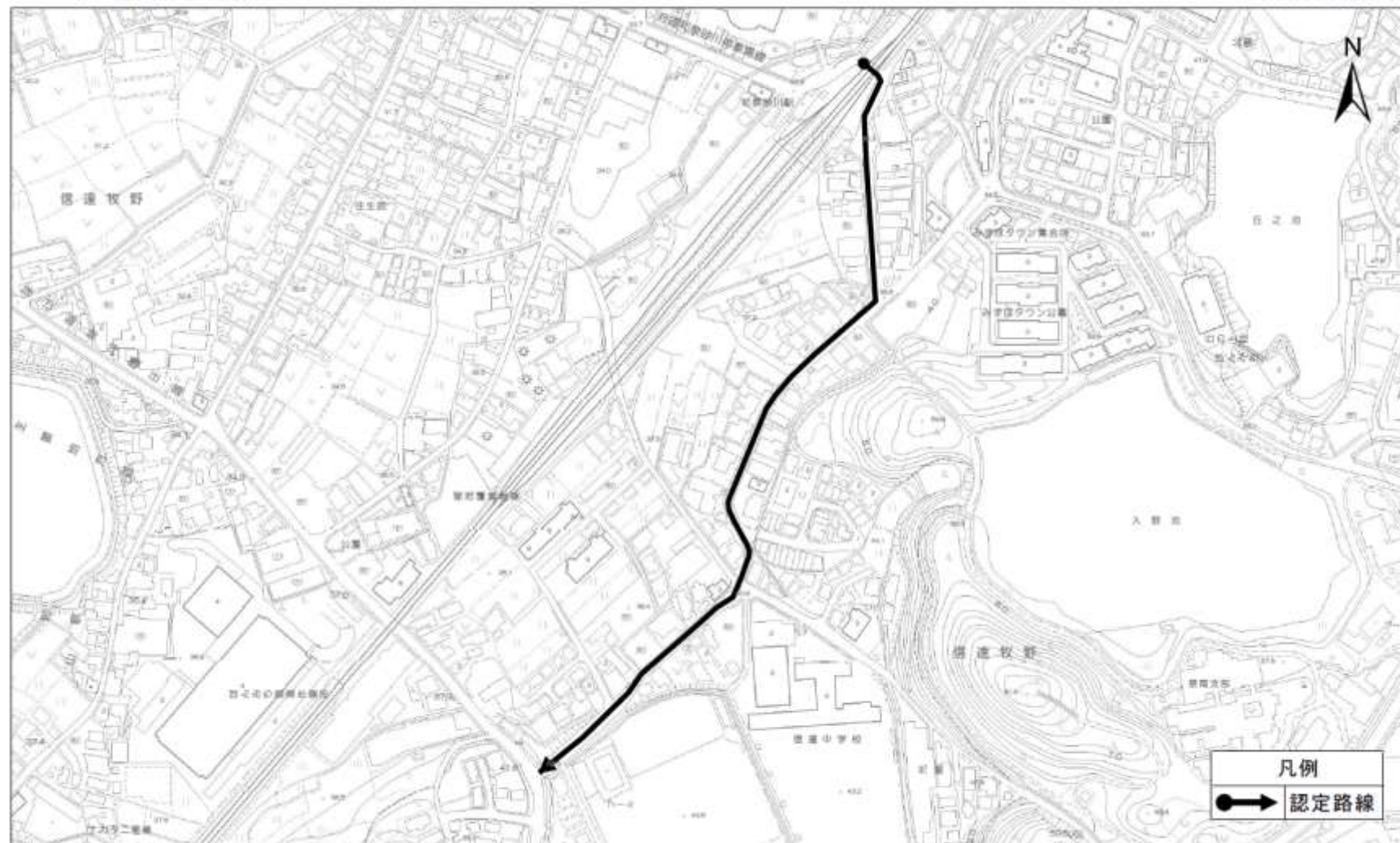
237 砂川駅信の池線

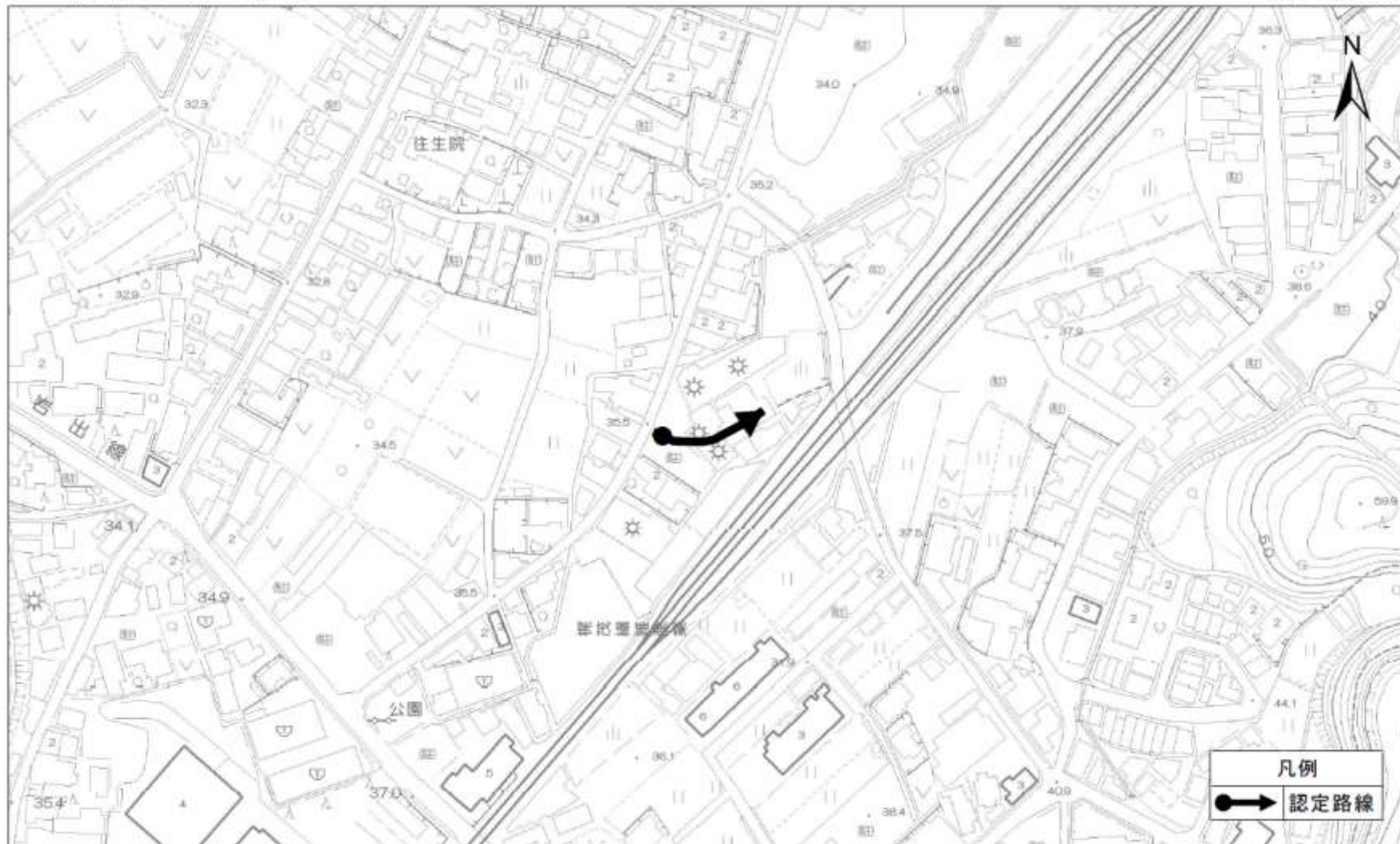
廃止路線図



237 砂川駅信の池線

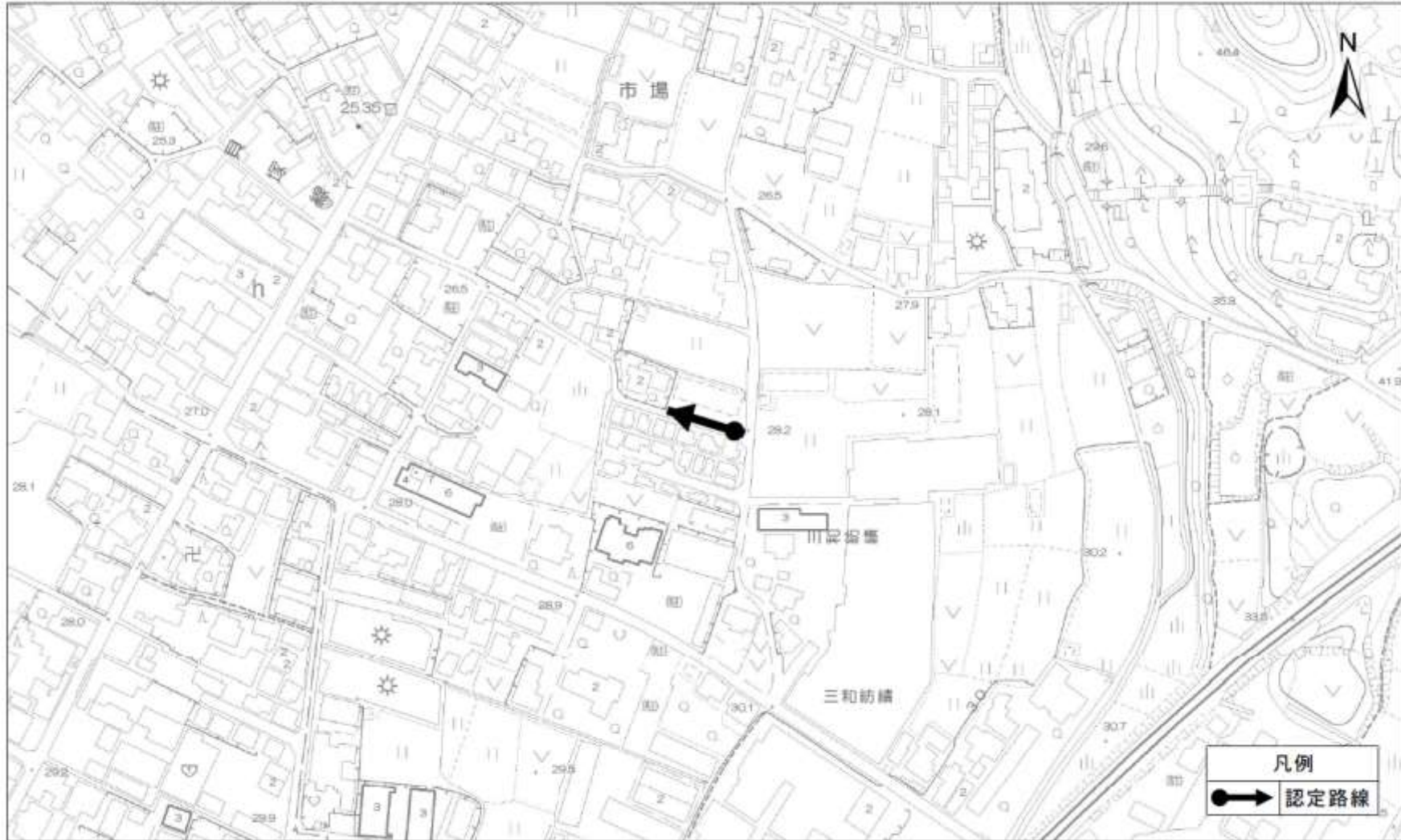
認定路線図

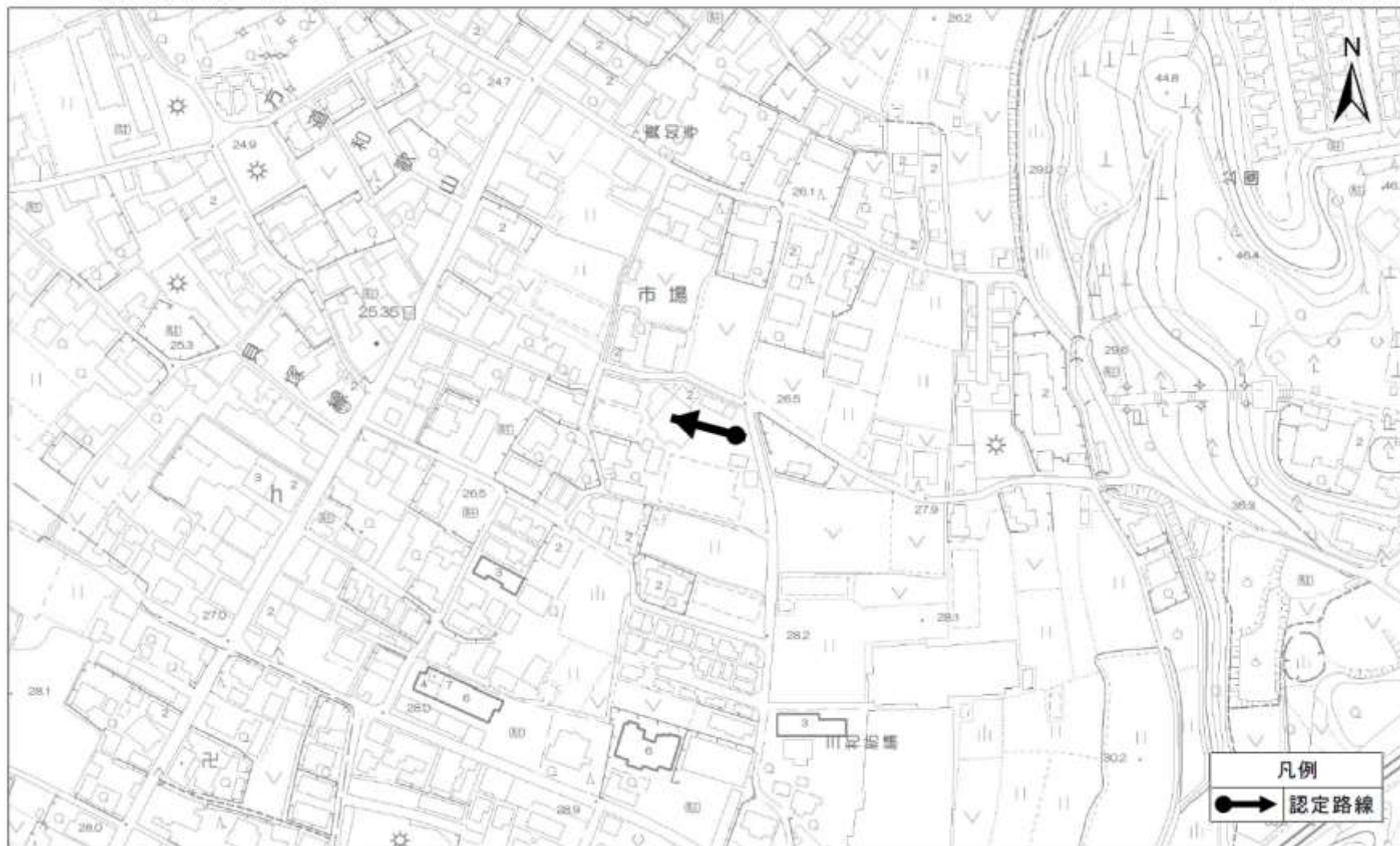




555 三和長慶寺線2号支線

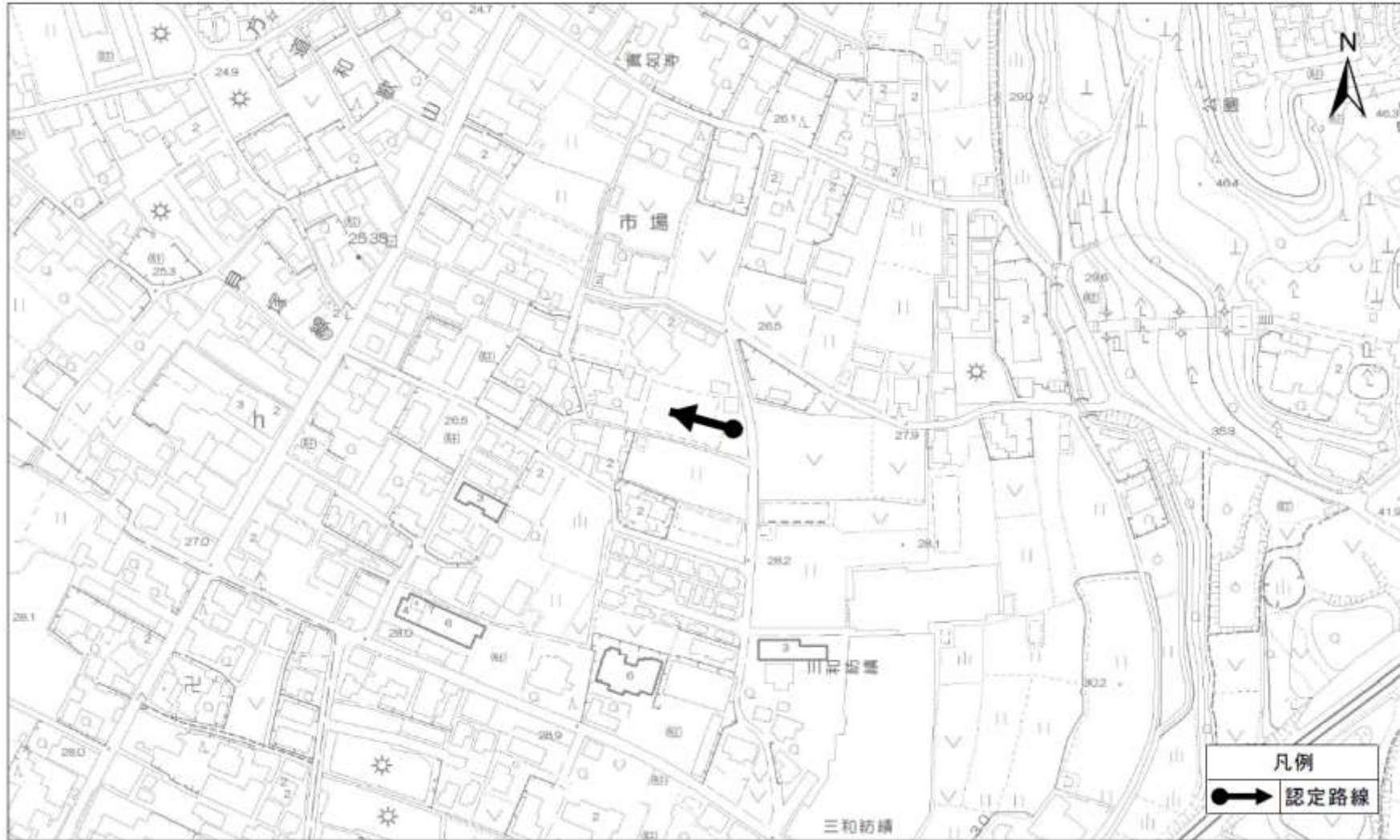
認定路線図

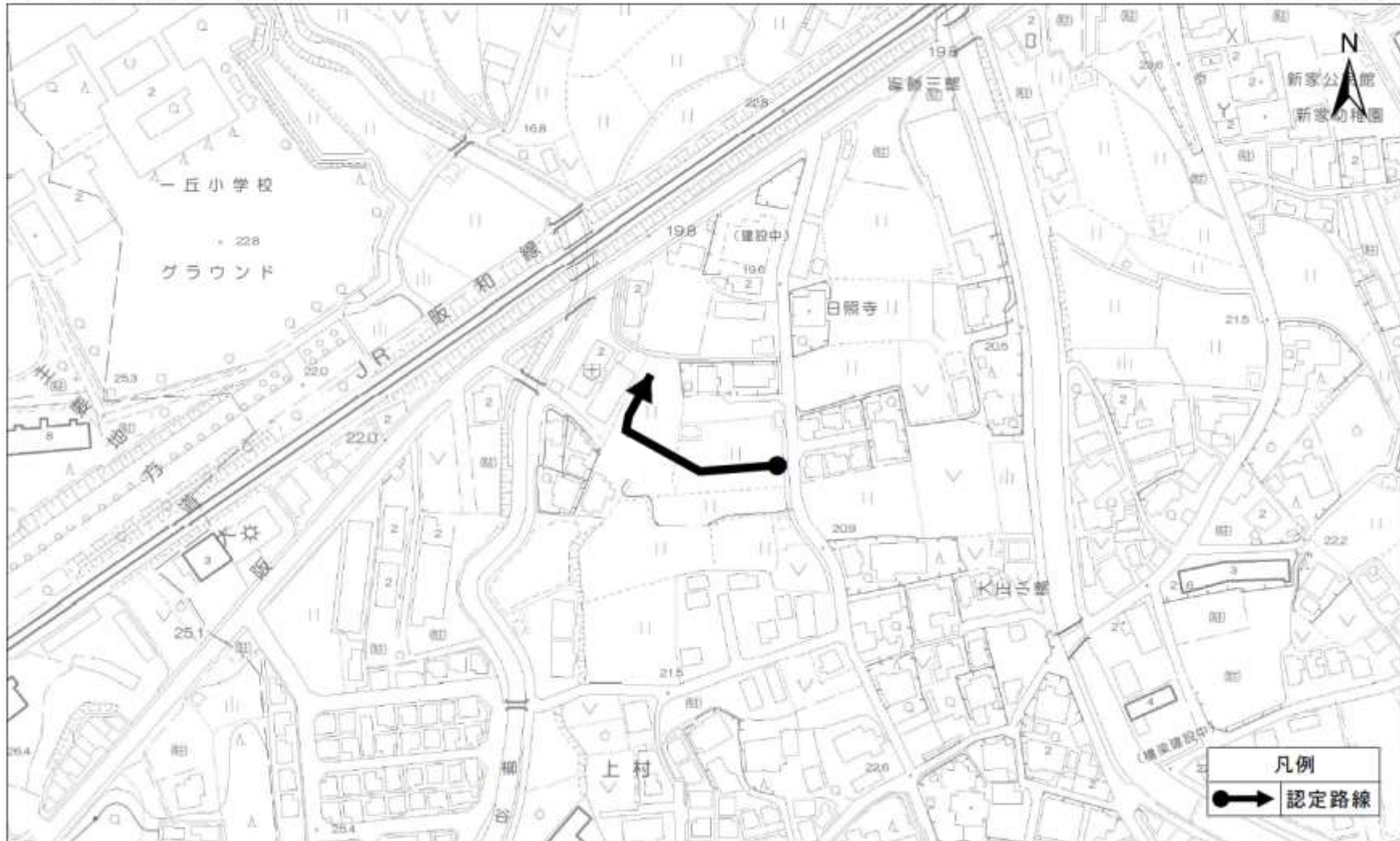




557 三和長慶寺線4号支線

認定路線図





議案第 2 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
契約の金額	8, 2 5 0, 0 0 0 円を上限とする額
費用の支払方法	契約期間終了後、一括払い
契約の相手方	住所 大阪市中央区久宝寺町 2 - 2 - 2 2 - 7 0 1 氏名 鳥生 紘平（とりう こうへい） 資格 公認会計士

議案第3号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本優真

- 1 管理を行わせる公の施設
泉南市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
兵庫県神戸市中央区海岸通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒谷 明彦
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第3号参考

国際ライフパートナー株式会社の概要

設立年月日	昭和47年11月10日
業務の概要	人的及び機械警備の業務、建物総合管理、各メンテナンス業務、電話受付・取次代行の業務、防犯・消防設備の設計・施工、公の施設の指定管理者の受託、各種イベント・文化講座・教室セミナー等の企画・制作・運営の実施等
指定管理実績	大阪府、兵庫県、奈良県等の地方公共団体 公の施設37か所
資本金	3,000万円

議案第 4 号

指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり泉南市総合交流拠点施設の指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 指定の期間の変更

「平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する。

議案第4号参考

泉南市総合交流拠点施設の指定管理の概要

公の施設の名称	泉南市総合交流拠点
指 定 管 理 者	泉南市りんくう南浜2番地の5 株式会社 輝光 代表取締役社長 片木 洋平
設 立 年 月 日	平成19年11月14日
団 体 の 目 的	泉南市の有する地域資源を活用し、産業の振興及び地域活性化を図ることを目的とする。
事 業 の 概 要	泉南市の有する農産品や特産品等の地域資源を活用した産業振興及び地域活性化についての調査及び研究
資 本 金	1,700万円

指定の期間を延長する理由

泉南市総合交流拠点が立地しているりんくうタウンエリアにおいて、泉南りんくう公園整備等事業が完了し施設周辺の環境が大きく変化したことにより、当該施設の在り方について調査、検討を行い、施設の管理運営方針及び新たな管理者を決定する期間を確保するため、このたび期間満了に伴う新たな指定管理者の選定を行うことなく、現行の指定の期間について延長を行うものである。

議案第5号

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更に係る協議について

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成28年泉南市告示第38号）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定により、泉佐野市と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の廃止により、泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約中、委託事務の範囲に関する規定の一部を変更する必要があるため、泉佐野市と協議するにつき、議会の議決を求めるものである。

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約

泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成28年3月28日締結）の一部を次のように変更する。

第1条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 号

泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正により、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

泉南市個人番号の利用に関する条例（平成27年泉南市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「番号法」を「法」に改める。

第4条第1項中「番号法」を「法」に、「実施機関」を「機関」に改め、「掲げる事務」の次に「、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」を加え、同条第2項中「実施機関」を「機関」に改め、同項ただし書中「番号法」を「法」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「番号法」を「法」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第7号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

本市の職員に係る人事評価の結果を分限の契機として取り扱うことに伴い、職員を免職、降任及び降給する場合の事由と手続を条例で定める必要があるほか、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和32年泉南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の3及び第2条を次のように改める。

（降給の事由）

第1条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の等級より同一の給料表の下位の職務の等級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合は、これを降給するものとする。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

（降任及び免職の手續）

第2条 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員が現に任命されている職制上の職の職務を遂行することが困難であると認められるときとする。

2 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、あらかじめ指定する医師2

名によって長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によって治ゆし難い心身の故障があると診断されその疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときとする。

- 3 法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職制上の職に必要な適格性を欠くと認められるときとする。
- 4 前3項に規定する場合において、当該職員が現に任命されている職制上の職だけではなく、公務員として通常要求される勤務実績又は適格性を欠くときは、免職するものとする。
- 5 法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして、職員を降任し、又は免職することができる場合において、職員のうちいずれを降任し、又は免職するかについての決定は、勤務成績、勤続年数その他の事実に基づき、公正に判断して任命権者が定めなければならない。

第2条の次に次の3条を加える。

(休職の手続)

第2条の2 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

(降給の手続)

第2条の3 第1条の3第1号の規定に該当するものとして職員を降給する場合は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、降任するに至らないが、当該職員がその職務の等級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるときとする。

- 2 第1条の3第2号の規定に該当するものとして職員を降給する場合については、第2条第2項の規定を準用する。
- 3 第1条の3第3号の規定に該当するものとして職員を降給する場合は、職員がその職務の等級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められるときとする。

4 第1条の3第4号の規定に該当するものとして職員を降給する場合には、第2条第5項の規定を準用する。

(辞令書の交付)

第2条の4 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、辞令書を当該職員に交付して行わなければならない。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(降給の効果)

第5条 第1条の3各号の規定に該当するものとして職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給とする。

附則第3項中「第2条第2項」を「第2条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項の規定による審理員を指名するにあたり、報酬を定める必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

報酬及び費用弁償条例（昭和31年泉南市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査審理員	時間額 11,000円
-----------	-------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

給料の切替えに伴う経過措置を令和6年3月31日限りで廃止するほか、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

(指導主事等の給与の特例)

第31条 人事交流等により大阪府教育委員会等の職員若しくは大阪府立学校又は大阪府市町村立学校の教職員から引き続き泉南市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給料について必要がある場合には、第3条及び第4条の規定にかかわらず、泉南市教育委員会に採用される前に受けていた当該職員の給与の均衡を失しないよう別に決定することができる。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和3年泉南市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「切替日から」の次に「令和6年3月31日までの間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第31条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第10号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行に伴い、当該手数料を廃止する必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市手数料条例の一部を改正する条例

泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表47の項を削り、同表48の項を同表47の項とし、同表49の項を同表48の項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

泉南市立文化ホールの利用者が入場料等を徴収して利用する場合、利用料金に一律 1 0 割に相当する額を加算するとしているところを、入場料等の金額に応じて段階的に加算することで、利用者の負担を軽減し、文化ホールの利用促進を図るため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例

泉南市立文化ホール条例（昭和58年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表基本利用料金の表の備考5中「又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合」を削り、同表中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、利用許可を受けた利用区分の基本利用料金の額に次の割合を乗じて得た額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が2,000円以下の場合 割増無し
- (2) 入場料等の最高額が2,001円以上4,000円以下の場合 5割
- (3) 入場料等の最高額が4,001円以上の場合 10割

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表基本利用料金の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る利用料金について適用し、同日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第12号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優 真

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正されたこと及びデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制が見直しされたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

令和6年度から子どもが遊べる拠点事業が開始されること等に伴い、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

泉南市総合福祉センター条例（平成9年泉南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者及び障害児並びに母子家庭」を「障害者、障害児、ひとり親家庭及び子育て世帯」に改める。

第3条第3号中「母子家庭の母」を「ひとり親家庭の父、母」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 子どもが遊べる拠点事業を行う場を提供すること。

第4条中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第7条第1項ただし書中「附属施設」を「付属施設」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、子どもが遊べる拠点事業に提供する施設（以下「乳幼児の遊びの広場」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

第8条中「次に掲げるとおり」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 乳幼児の遊びの広場については、前項に加えて毎週火曜日についても休館日とする。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない平日とする。

第9条及び第10条を次のように改める。

(乳幼児の遊びの広場の利用者の範囲)

第9条 乳幼児の遊びの広場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ともに入退場する未就学児及びその保護者（18歳以上の保護者に準ずる者を含む。）
- (2) 前号の未就学児及びその保護者とともに入退場する小学生
- (3) 団体利用（保育園、こども園及び幼稚園等の園活動の1つとして利用する者に限る。以下同じ。）する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 保護者がともに入退場できる子ども（未就学児及び小学生をいう。以下同じ。）の人数は、あわせて3名までとする。

3 乳幼児の遊びの広場内に同時に入場できる子どもの人数は、50名程度とする。

(利用の許可)

第10条 福祉施設（センターのうち、子育て支援事業に提供する施設、附属施設及び乳幼児の遊びの広場を除く施設をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

2 附属施設を利用しようとする者並びに乳幼児の遊びの広場を年間パスポート（18歳以上の泉南市民が購入することができる、購入した日から1年間使うことができるものをいう。以下同じ。）利用及び団体利用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を変更しようとするときも同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず第13条第4項の規定による浴室及び乳幼児の遊びの広場の利用料金を支払った場合（乳幼児の遊びの広場を年間パスポート利用及び団体利用する場合を除く。）にあっては、当該利用料金の領収をもって浴室及び乳幼児の遊びの広場の利用を許可したものとみなす。

4 指定管理者は、前3項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

第11条第1項中「又は附属施設」を「、附属施設又は乳幼児の遊びの広場」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 乳幼児の遊びの広場の団体利用が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第8条で定める休館日であるとき。

第11条第1項に次の1号を加える。

(6) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

第12条第1項各号列記以外の部分中「又は附属施設」を「、附属施設又は乳幼児の遊びの広場」に改め、同項第1号中「福祉施設の利用の許可を受けた者で当該施設を利用する者又は附属施設」を「福祉施設、附属施設又は乳幼児の遊びの広場」に改める。

第13条第1項中「（施設の利用に係る料金をいう。）」を削り、同条第2項中「又は浴室」を「、浴室及び乳幼児の遊びの広場」に改め、同条第3項中「又は附属設備を利用」を「及び附属設備を利用しようとする場合並びに乳幼児の遊びの広場を利用（年間パスポート利用及び団体利用に限る。）」に、「浴室を利用」を「浴室を利用しようとする場合及び乳幼児の遊びの広場を利用（年間パスポート利用及び団体利用を除く。）」に改め、同条第4項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第17条第1項中「又は附属施設」を「、附属施設及び乳幼児の遊びの広場」に改める。

別表第1の表の部分を次のように改める。

区分	単位利用時間帯利用料金						超過1時間 につき	冷暖房利用 料金（1時 間につき）
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
和室（茶室 を含む。）	3,500円	4,600円	5,800円	8,100円	10,400円	13,900円	1,150円	200円
研修室（1）	3,500円	4,600円	5,800円	8,100円	10,400円	13,900円	1,150円	200円

研修室(2)	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円
会議室(1)	2,000円	2,700円	3,300円	4,700円	6,000円	8,100円	700円	150円
会議室(2)	2,100円	2,800円	3,500円	4,900円	6,300円	8,400円	700円	150円
会議室(3)	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円
相談室(1)	900円	1,300円	1,600円	2,200円	2,900円	3,900円	300円	100円
相談室(2)	900円	1,300円	1,600円	2,200円	2,900円	3,900円	300円	100円
相談室(3)	900円	1,300円	1,600円	2,200円	2,900円	3,900円	300円	100円
団体活動室(1)	900円	1,200円	1,500円	2,100円	2,700円	3,600円	300円	100円
団体活動室(2)	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円
多世代交流スペース	4,700円	6,300円	7,800円	11,000円	14,100円	18,900円	1,500円	300円
技能習得室	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円

大会議室	9,200円	12,200円	15,300円	21,400円	27,500円	36,600円	3,100円	400円
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	------

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第13条関係）

区分		利用単位	利用料金
最初の2時間まで	大人	1人	200円
最初の2時間を 超えた場合の1 時間につき	大人		100円
年間パスポート	大人		1,000円
団体利用（最初 の2時間まで）	子ども		200円
団体利用（最初 の2時間を超え た場合の1時間 につき）	子ども		100円

備考

- 1 個人利用又は年間パスポート利用において、利用料金の対象は大人とする。
- 2 乳幼児の遊びの広場を利用する際の最初の2時間については、利用時間が2時間に満たない場合であっても2時間とみなす。また、最初の2時間を超えた場合の1時間につき、利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。
- 3 団体利用において、利用料金の対象は当該団体に所属する子どもであり、引率する職員及び保護者は無料とする。また、当該団体に所属しないきょうだい児等を連れて入場する場合は、そのきょうだい児等も無料とする。
- 4 年間パスポート利用、団体利用及び第14条で定める減免制度の利用は、一回につき2時間までとする。これを超えて利用する場合は、この表に記載の最初の2時間を超えた場合の1時間につき利用料を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る利用料金について適用し、同日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第14号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料の規定について、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「37,500円」を「34,125円」に改め、同項第2号中「48,750円」を「45,000円」に改め、同項第3号中「56,250円」を「51,750円」に改め、同条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「22,500円」を「21,375円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「22,500円」を「21,375円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「22,500円」を「21,375円」に、「52,500円」を「51,375円」に改める。

第4条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「同条第1項第1号から第9号まで」を「同条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 15 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行に伴い、令和 6 年 4 月から退職者医療制度が廃止されること等を踏まえ改正するほか、保険料の軽減判定所得基準等の見直し及び大阪府統一基準等に合わせ所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例（令和元年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を

「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第16条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改める。

第17条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削り、「ときは」の次に「、50銭未満の場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の場合は」を、「これを」の次に「1円に」を加える。

第18条から第21条までを次のように改める。

第18条から第21条まで 削除

第22条中「又は第18条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。）」を削る。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第24条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第25条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第26条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削り、「ときは」の次に「、50銭未満の場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の場合は」を、「これを」の次

に「1円に」を加える。

第27条から第30条までを次のように改める。

第27条から第30条まで 削除

第31条中「又は第27条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。）」を削る。

第32条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第33条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の介護支援金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第35条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を削り、「ときは」の次に「、50銭未満の場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の場合は」を、「これを」の次に「1円に」を加える。

第39条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第18条、」及び「若しくは第27条」を削り、「又は減少した場合」を「若しくは減少した場合」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第20条」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第18条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第27条」及び「若しくは第20条」を削る。

第40条第1項中「又は第18条」を削り、同項第2号中「290,000円に」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に」に改め、同項第3号中「535,000円に」を「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に」に改め、同条第3項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削り、同条第4項中「又は第18条」を削る。

第42条第1項中「又は第20条」を削り、同条第3項中「又は第20条」、「又は第29条」及び「、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第20条」を削り、同条第6項中「又は第20条」、「又は第29条」及び「、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と」を削る。

第43条第1項中「又は第18条」を削り、同条第3項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削り、「第2項中」を「前項中」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第18条」を削り、同条第7項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削り、「第6項中」を「前項中」に改め、同条第8項中「又は第18条」を削る。

第49条を次のように改める。

(保険料の減免)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年度の所得金額の見込額が、保険料の賦課基準年度の所得額に比し、著しく低下している者
- (3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

- (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- (イ) 船員保険法の規定による被保険者
- (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(4) その他特別の理由のある者

- 2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第16号

泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の法題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されることにより、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例

泉南市漁港管理条例（平成16年泉南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

泉南市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年泉南市条例第20号）の一部を次のように改正する。
第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた泉南市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する傷害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第19号

泉南市立保育所設置条例の廃止について

泉南市立保育所設置条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

泉南市立浜保育所は完全民営化のうえ新たに設置する幼保連携型認定こども園に移行することから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立保育所設置条例を廃止する条例

泉南市立保育所設置条例（昭和62年泉南市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第20号

泉南市立若松湯条例の廃止について

泉南市立若松湯条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

提案理由

泉南市立若松湯については、開設以来50年以上が経過し、建物及び設備の老朽化が進み営業不能と判断したことから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立若松湯条例を廃止する条例

泉南市立若松湯条例（平成14年泉南市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380,499千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,468,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,943,926	158,741	4,102,667
	1 地方交付税	3,943,926	158,741	4,102,667
13 分担金及び負担金		59,676	△ 222	59,454
	2 分担金	1,263	△ 222	1,041
15 国庫支出金		7,163,980	△ 221,978	6,942,002
	1 国庫負担金	4,496,291	△ 73,881	4,422,410
	2 国庫補助金	2,647,131	△ 148,097	2,499,034
16 府支出金		2,364,668	△ 45,499	2,319,169
	1 府負担金	1,674,572	△ 4,581	1,669,991
	2 府補助金	574,667	△ 40,918	533,749
18 寄附金		1,200,757	1,000	1,201,757
	1 寄附金	1,200,757	1,000	1,201,757
19 繰入金		2,357,400	△ 262,808	2,094,592
	1 基金繰入金	2,352,222	△ 262,808	2,089,414
20 諸収入		294,254	△ 2,433	291,821
	3 雑入	287,245	△ 2,433	284,812
21 市債		2,437,904	△ 7,300	2,430,604
	1 市債	2,437,904	△ 7,300	2,430,604
歳入	合 計	31,848,603	△ 380,499	31,468,104

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,028,310	△ 39,306	2,989,004
	1 総務管理費	2,484,759	△ 34,044	2,450,715
	3 戸籍住民基本台帳費	190,927	△ 5,262	185,665
3 民生費		14,730,701	8,058	14,738,759
	1 社会福祉費	6,322,311	△ 60,008	6,262,303
	2 児童福祉費	4,313,329	△ 76,447	4,236,882
	3 生活保護費	2,086,870	△ 1,863	2,085,007
	4 国民健康保険費	976,469	150,196	1,126,665
	5 介護保険費	1,031,722	△ 3,820	1,027,902
4 衛生費		2,286,535	△ 223,708	2,062,827
	1 保健衛生費	953,954	△ 133,661	820,293
	2 清掃費	1,310,623	△ 90,047	1,220,576
7 土木費		1,913,810	△ 118,586	1,795,224
	2 道路橋梁費	287,667	△ 8,500	279,167
	4 都市計画費	1,255,332	△ 89,255	1,166,077
	5 住宅費	219,774	△ 20,831	198,943
8 消防費		839,439	40,793	880,232
	1 消防費	839,439	40,793	880,232
9 教育費		2,633,578	△ 122,322	2,511,256
	1 教育総務費	689,460	△ 20,469	668,991
	2 小学校費	609,460	△ 31,203	578,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	375,396	△ 42,938	332,458
	4 幼稚園費	334,818	△ 17,514	317,304
	5 社会教育費	563,669	△ 10,198	553,471
11 諸支出金		1,995,220	74,572	2,069,792
	3 公債費管理基金費	937	74,572	75,509
13 災害復旧費		53,002	0	53,002
	1 農林水産業施設災害復旧費	43,502	0	43,502
歳	出	合	計	
		31,848,603	△ 380,499	31,468,104

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	第三者委員会事業	15,131千円
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民登録事務事業	5,764千円
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	7,689千円
衛生費	保健衛生費	人件費事業	1,032千円
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	5,308千円
農林水産業費	農業費	農道水路改修事業	4,257千円
農林水産業費	農業費	堀河ダム維持管理事業	2,500千円
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	25,996千円
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	3,658千円
土木費	都市計画費	砂川樫井線新設事業	108,950千円
災害復旧費	農林水産業施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	15,526千円

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合福祉センター指定管理事業 (令和5年度)	令和5年度～ 令和10年度	484,500千円

第4表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
道路整備事業	千円 124,800	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若し は低利に借り換えることが できる。	千円 122,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
公園整備事業	16,100	〃	〃	〃	33,200	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	30,000	〃	〃	〃	20,900	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	47,900	〃	〃	〃	39,500	〃	〃	〃
災害復旧事業	10,200	〃	〃	〃	5,800	〃	〃	〃

令和5年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第13号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	3,943,926	158,741	4,102,667			
(1)	地方交付税	3,943,926	158,741	4,102,667			
	1) 地方交付税	3,943,926	158,741	4,102,667	1. 地方交付税	158,741	普通交付税
13	分担金及び負担金	59,676	△222	59,454			
(2)	分担金	1,263	△222	1,041			
	1) 災害復旧費分担金	1,263	△222	1,041	1. 農林水産業施設災害復旧費分担金	△222	農地災害復旧事業分担金
15	国庫支出金	7,163,980	△221,978	6,942,002			
(1)	国庫負担金	4,496,291	△73,881	4,422,410			
	1) 民生費国庫負担金	4,323,133	△7,881	4,315,252	1. 社会福祉費負担金	△5,073	生活困窮者自立支援負担金
					2. 児童福祉費負担金	△2,906	施設等利用給付費負担金
					4. 国民健康保険費負担金	98	未就学児均等割保険料負担金
	2) 衛生費国庫負担金	170,759	△66,000	104,759	1. 保健衛生費負担金	△66,000	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
(2)	国庫補助金	2,647,131	△148,097	2,499,034			
	1) 総務費国庫補助金	329,169	738	329,907	2. 戸籍住民基本台帳費補助金	738	マイナンバーカード交付事務費補助金 △3,300 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,038
	2) 民生費国庫補助金	1,830,589	△42,900	1,787,689	1. 社会福祉費補助金	△25,249	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (生活福祉課)

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					2.		保育対策総合支援事業費補助金 △13,759
					児童福祉費補助金	△17,651	子育て支援対策臨時特例交付金 △3,892
	3) 衛生費国庫補助金	133,273	△42,777	90,496	1.		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 △33,011
					保健衛生費補助金	△42,777	出産・子育て応援交付金 △9,766
	4) 土木費国庫補助金	313,438	△63,158	250,280	1.		社会資本整備総合交付金（道路課） △3,485
					道路橋梁費補助金	△8,080	道路メンテナンス事業補助金 △4,595
					2.		社会資本整備総合交付金（道路課） △1,265
					都市計画費補助金	△44,985	社会資本整備総合交付金（住宅公園課） △1,370
							社会資本整備総合交付金（都市政策課） △825
							踏切道改良計画事業補助金 △41,525
					3.		社会資本整備総合交付金（住宅公園課）
					住宅費補助金	△10,093	
16 府支出金		2,364,668	△45,499	2,319,169			
(1) 府負担金		1,674,572	△4,581	1,669,991			
	1) 民生費府負担金	1,674,572	△4,581	1,669,991	1.		後期高齢者医療保険基盤安定負担金
					社会福祉費負担金	△3,178	
					2.		施設等利用給付費負担金
					児童福祉費負担金	△1,453	
					4.		未就学児均等割保険料負担金
					国民健康保険費負担金	50	
(2) 府補助金		574,667	△40,918	533,749			
	2) 民生費府補助金	362,532	△18,033	344,499	1.		重度障害者医療費助成事業費補助金
					社会福祉費補助金	△10,000	
					2.		保育対策総合支援事業費補助金 △2,266
					児童福祉費補助金	△4,213	安心こども基金特別対策事業費補助金（家庭支援課） △1,947

					3. 介護保険費補助金	△3,820	介護施設等の整備に関する事業補助金
	3) 衛生費府補助金	20,804	△2,441	18,363	1. 保健衛生費補助金	△2,441	子ども・子育て支援交付金（保健推進課）
	6) 土木費府補助金	81,156	△30,700	50,456	3. 都市計画費補助金	△30,700	震災対策推進事業補助金 △213 砂川壱井線新設事業補助金 △30,487
	9) 災害復旧費府補助金	16,414	10,256	26,670	1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	10,256	農業施設災害復旧費補助金
18 寄附金		1,200,757	1,000	1,201,757			
(1) 寄附金		1,200,757	1,000	1,201,757			
	1) 総務費寄附金	1,200,000	1,000	1,201,000	1. 総務管理費寄附金	1,000	国際交流推進寄附金
19 繰入金		2,357,400	△262,808	2,094,592			
(1) 基金繰入金		2,352,222	△262,808	2,089,414			
	1) 財政調整基金繰入金	468,026	△228,908	239,118	1. 財政調整基金繰入金	△228,908	財政調整基金繰入金
	2) 公共施設整備基金繰入金	354,000	△33,900	320,100	1. 公共施設整備基金繰入金	△33,900	公共施設整備基金繰入金
20 諸収入		294,254	△2,433	291,821			
(3) 雑入		287,245	△2,433	284,812			
	2) 雑入	274,048	△2,433	271,615	2. 売払収入	△5,300	収入印紙等売払収入
					3. 徴収金収入	△2,018	J E T住宅家賃
					4. 雑入	4,885	後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金

款 20 諸収入 項 3 雑入

款 21 市債

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
21		2,437,904	△7,300	2,430,604			
市債							
(1)		2,437,904	△7,300	2,430,604			
市債							
	4)						
	土木債	183,900	5,500	189,400	1. 道路橋梁債	△1,200	道路整備事業債
					3. 都市計画債	15,800	道路整備事業債 △1,300 公園整備事業債 17,100
					4. 住宅債	△9,100	住宅整備事業債
	6)						
	教育債	156,900	△8,400	148,500	1. 小学校債	△7,000	学校教育施設等整備事業債
					2. 中学校債	△1,400	学校教育施設等整備事業債
	10)						
	災害復旧事業債	10,200	△4,400	5,800	1. 災害復旧事業債	△4,400	農林水産業施設災害
歳 入 合 計		31,848,603	△380,499	31,468,104			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	3,028,310	△39,306	2,989,004	△3,562	△35,744	
				国庫支出金 738		
				寄附金 1,000		
				諸収入 △5,300		
(1) 総務管理費	2,484,759	△34,044	2,450,715	1,000	△35,044	
				寄附金 1,000		
1) 一般管理費	203,889	△3,803	200,086		△3,803	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△3,803	
[5] 庁舎管理事業	83,035	△3,803	79,232		△3,803	総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△3,803	庁舎等修繕料
2) 人事管理費	330,929	11,186	342,115		11,186	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	11,186	
[1] 人件費事業	291,682	11,186	302,868		11,186	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	11,186	退職手当
7) 会計管理費	64,872	△1,427	63,445		△1,427	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,427	
[2] 会計事務事業	15,791	△1,427	14,364		△1,427	会計課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,427	指定金融機関業務委託料
9) 企画費	894,875	1,000	895,875	1,000		
				寄附金 1,000		
				節 区 分	金 額	
				25. 寄附金	1,000	
[17] 国際化推進事業	3,870	1,000	4,870	1,000		連携戦略課

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				寄附金 1,000 [総務管理費寄附金 1,000]		
				節 区 分	金 額	
				25. 寄附金	1,000	国際交流推進寄附金
10) 情報管理費	423,705	△41,000	382,705		△41,000	
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	△41,000	
[4] 行政LAN事業	253,031	△41,000	212,031		△41,000	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	△41,000	機械器具費
(3) 戸籍住民基本台帳費	190,927	△5,262	185,665	△4,562	△700	
				国庫支出金 738		
				諸収入 △5,300		
1) 戸籍住民基本台帳費	190,927	△5,262	185,665	△4,562	△700	
				国庫支出金 738		
				諸収入 △5,300		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△5,300	
				11. 役務費	△4,000	
				12. 委託料	4,038	
[2] 住民登録事務事業	24,710	△3,340	21,370	△2,640	△700	市民課
				国庫支出金 △2,640		

				[戸籍住民基本台帳 費補助金 △2,640]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△4,000	郵便料 手数料 △3,800 △200
				12. 委託料	660	電算システム改修委託料
[3] 戸籍事務事業	18,972	3,378	22,350	3,378		市民課
				国庫支出金 3,378 [戸籍住民基本台帳 費補助金 3,378]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,378	戸籍システム改修業務委託料
[5] パスポート交付 事業	20,803	△5,300	15,503	△5,300		市民課
				諸収入 △5,300 [売払収入 △5,300]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△5,300	消耗品費
3 民生費	14,730,701	8,058	14,738,759	△73,395	81,453	
				国庫支出金 △50,781		
				府支出金 △22,614		
(1) 社会福祉費	6,322,311	△60,008	6,262,303	△43,500	△16,508	
				国庫支出金 △30,322		
				府支出金 △13,178		
1) 社会福祉総務費	1,359,501	△32,012	1,327,489	△30,322	△1,690	
				国庫支出金 △30,322		

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△1,313	
				12. 委託料	△5,163	
				13. 使用料及び賃借料	△593	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△18,180	
				19. 扶助費	△6,763	
[8] 住居確保給付金 事業	7,572	△6,763	809	△5,073	△1,690	生活福祉課
				国庫支出金 △5,073 [社会福祉費負担金 △5,073]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△6,763	住居確保給付金
[16] 生活困窮者緊急 生活支援金給付 事業	275,721	△25,249	250,472	△25,249		生活福祉課
				国庫支出金 △25,249 [社会福祉費補助金 △25,249]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△1,313	郵便料 △375 電話料 △80 口座情報提供料 △858
				12. 委託料	△5,163	電算委託料 △384 会場設営委託料 △100 人材派遣委託料 △4,679
				13. 使用料及び賃借料	△593	機械・器具借上料
				18. 負担金、補助及び 交付金	△18,180	生活困窮者緊急生活支援金

6) 総合福祉センター費	507,069	2,480	509,549		2,480		
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	2,480		
[2] 指定管理事業	79,320	2,480	81,800		2,480	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	2,480	指定管理料	
7) 重度障害者医療助成費	183,593	△20,000	163,593		△10,000		
				府支出金			
				△10,000			
				節 区 分	金 額		
[1] 重度障害者医療助成事業	183,593	△20,000	163,593		△10,000	障害福祉課	
				府支出金			
				△10,000			
				[社会福祉費補助金 △10,000]			
8) 障害福祉費	3,047,079	△679	3,046,400		△20,000	障害者医療助成費	
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△2,160		
				2. 給料	△900		
[1] 人件費事業	100,432	△3,914	96,518		△679		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△2,160	会計年度任用職員報酬	
				2. 給料	△900	一般職	
					△554	地域手当	△54
						期末手当	△300
						勤勉手当	△200
				4. 共済費	△300	共済組合納付金	

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[7] 障害者相談支援事業	37,409	3,235	40,644		3,235	障害福祉課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	3,235	障害者生活支援事業委託料 相談支援事業委託料
14) 後期高齢者医療費	1,076,675	△9,797	1,066,878	△3,178	△6,619	
				府支出金		
				△3,178		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△4,632	
				27. 繰出金	△5,165	
[1] 後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業	235,556	△5,165	230,391	△3,178	△1,987	保険年金課
				府支出金		
				△3,178 [社会福祉費負担金 △3,178]		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△5,165	後期高齢者医療事業特別会計繰出金
[2] 後期高齢者医療負担金事業	841,119	△4,632	836,487		△4,632	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△4,632	後期高齢者医療広域連合事務費負担金
(2) 児童福祉費	4,313,329	△76,447	4,236,882	△26,223	△50,224	
				国庫支出金		
				△20,557		
				府支出金	△5,666	

1) 児童福祉総務費	1,243,236	△7,787	1,235,449	△5,839	△1,948	
				国庫支出金		
				△3,892		
				府支出金		
				△1,947		
節 区 分	金 額					
				12. 委託料	△7,787	
[6] 育児ヘルプ家庭 訪問事業	9,551	△7,787	1,764	△5,839	△1,948	家庭支援課
				国庫支出金		
				△3,892		
				[児童福祉費補助金 △3,892]		
				府支出金		
△1,947						
[児童福祉費補助金 △1,947]						
節 区 分	金 額					
				12. 委託料	△7,787	育児ヘルプ家庭訪問事業委託料
5) 保育子育て支援 費	114,447	△4,780	109,667		△4,780	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,400	
				3. 職員手当等	△380	
[1] 人件費事業	111,311	△4,780	106,531		△4,780	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,400	一般職
				3. 職員手当等	△380	地域手当 △260 通勤手当 △120
6) 保育教育支援費	2,059,254	△58,493	2,000,761	△20,384	△38,109	
				国庫支出金		
				△16,665		
				府支出金		
				△3,719		
節 区 分	金 額					
				1. 報酬	△10,000	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△4,900	
				3. 職員手当等	△1,594	
				4. 共済費	△1,070	
				12. 委託料	△15,000	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△25,929	
[1] 人件費事業	263,307	△17,564	245,743		△17,564	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△10,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△4,900	一般職
				3. 職員手当等	△1,594	地域手当 △294 期末手当 △730 勤勉手当 △570
				4. 共済費	△1,070	共済組合納付金
[2] 保育所事業	160,285	△15,000	145,285		△15,000	保育子ども課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△15,000	指定管理料
[4] 民間保育所等支 援事業	1,580,630	△25,929	1,554,701		△20,384	△5,545 保育子ども課
				国庫支出金 △16,665 [児童福祉費負担金 △2,906] [児童福祉費補助金 △13,759]		
				府支出金 △3,719 [児童福祉費負担金 △1,453] [児童福祉費補助金 △2,266]		

				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△25,929	施設等利用給付費負担金 △4,492 保育対策総合支援事業費補助金 △21,437
7) 子ども総合支援 センター費	216,080	△3,114	212,966		△3,114	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,900	
				3. 職員手当等	△814	
				4. 共済費	△400	
[1] 人件費事業	182,020	△3,114	178,906		△3,114	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,900	一般職
				3. 職員手当等	△814	地域手当 △114 通勤手当 △100 期末手当 △500 勤勉手当 △100
				4. 共済費	△400	共済組合納付金（短期） △100 厚生年金保険料 △300
8) 地域子育て支援 センター事業費	119,786	△2,273	117,513		△2,273	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,200	
				3. 職員手当等	△673	
				4. 共済費	△400	
[1] 人件費事業	97,654	△2,273	95,381		△2,273	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,200	一般職
				3. 職員手当等	△673	地域手当 △73 期末手当 △300 勤勉手当 △300
				4. 共済費	△400	共済組合納付金
(3) 生活保護費	2,086,870	△1,863	2,085,007		△1,863	
1) 生活保護費	2,086,870	△1,863	2,085,007		△1,863	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△800	
				3. 職員手当等	△763	

款 3 民生費 項 3 生活保護費

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△300	
[1] 人件費事業	90,122	△1,863	88,259		△1,863	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△800	一般職
				3. 職員手当等	△763	地域手当 △53 期末手当 △200 勤勉手当 △510
				4. 共済費	△300	共済組合納付金
(4) 国民健康保険費	976,469	150,196	1,126,665	148	150,048	
				国庫支出金		
				98		
				府支出金		
				50		
1) 国民健康保険費	976,469	150,196	1,126,665	148	150,048	
				国庫支出金		
				98		
				府支出金		
				50		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	150,196	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	976,469	150,196	1,126,665	148	150,048	保険年金課
				国庫支出金		
				98		
				[国民健康保険費負担金		
				98]		
				府支出金		
				50		

				[国民健康保険費負担金 50]		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	150,196	国民健康保険事業特別会計繰出金
(5) 介護保険費	1,031,722	△3,820	1,027,902	△3,820		
				府支出金		
				△3,820		
1) 介護保険費	1,031,722	△3,820	1,027,902	△3,820		
				府支出金		
				△3,820		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△3,820	
[4] 介護保険施設整備事業	7,640	△3,820	3,820	△3,820		長寿社会推進課
				府支出金		
				△3,820		
				[介護保険費補助金 △3,820]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△3,820	介護施設等の整備に関する事業補助金
4 衛生費	2,286,535	△223,708	2,062,827	△111,218	△112,490	
				国庫支出金		
				△108,777		
				府支出金		
				△2,441		
(1) 保健衛生費	953,954	△133,661	820,293	△111,218	△22,443	
				国庫支出金		
				△108,777		
				府支出金		
				△2,441		
3) 母子衛生保健費	125,234	△14,650	110,584	△12,207	△2,443	
				国庫支出金		
				△9,766		

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 △2,441		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△14,650	
[1] 母子健康増進事業	59,296	△14,650	44,646	△12,207	△2,443	保健推進課
				国庫支出金 △9,766 [保健衛生費補助金 △9,766]		
				府支出金 △2,441 [保健衛生費補助金 △2,441]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△14,650	出産・子育て応援給付金
4) 予防対策費	435,243	△119,011	316,232	△99,011	△20,000	
				国庫支出金 △99,011		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△119,011	
[1] 予防接種事業	194,336	△20,000	174,336		△20,000	保健推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△20,000	子宮頸がん予防接種委託料
[3] 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	240,293	△99,011	141,282	△99,011		保健推進課
				国庫支出金 △99,011		

				[保健衛生費負担金 △66,000] [保健衛生費補助金 △33,011]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△99,011	電算委託料 △10,129 人材派遣委託料 △6,746 コールセンター委託料 △16,136 新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料 △66,000
(2) 清掃費	1,310,623	△90,047	1,220,576		△90,047	
1) 塵芥処理費	1,001,372	△90,047	911,325		△90,047	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△90,047	
[4] 泉南清掃事務組 合負担金事業	654,190	△90,047	564,143		△90,047	清掃課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△90,047	泉南清掃事務組合負担金
7 土木費	1,913,810	△118,586	1,795,224	△88,358	△30,228	
				国庫支出金 △63,158		
				府支出金 △30,700		
				地方債 5,500		
(2) 道路橋梁費	287,667	△8,500	279,167	△9,280	780	
				国庫支出金 △8,080		
				地方債 △1,200		
3) 道路維持費	145,324	△4,940	140,384	△5,307	367	
				国庫支出金 △5,007		
				地方債 △300		

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△4,940	
[1] 道路維持管理事業	112,184	△4,940	107,244	△5,307	367	道路課
				国庫支出金 △5,007 [道路橋梁費補助金 △5,007]		
				地方債 △300 [道路橋梁債 △300]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△4,940	
5) 道路新設改良費	41,609	△3,560	38,049	△3,973	413	
				国庫支出金 △3,073		
				地方債 △900		
				節 区 分	金 額	
				16. 公有財産購入費	△3,560	
[1] 道路新設改良事業	41,609	△3,560	38,049	△3,973	413	道路課
				国庫支出金 △3,073 [道路橋梁費補助金 △3,073]		
				地方債 △900 [道路橋梁債 △900]		

				節 区 分	金 額	
				16. 公有財産購入費	△3,560	
(4) 都市計画費	1,255,332	△89,255	1,166,077	△59,885	△29,370	
				国庫支出金		
				△44,985		
				府支出金		
				△30,700		
				地方債		
				15,800		
1) 都市政策総務費	46,996	△1,400	45,596	△1,038	△362	
				国庫支出金		
				△825		
				府支出金		
				△213		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△1,400	
[3] 安全・安心住まいづくり支援事業	2,846	△1,400	1,446	△1,038	△362	都市政策課
				国庫支出金		
				△825		
				[都市計画費補助金		
				△825]		
				府支出金		
				△213		
				[都市計画費補助金		
				△213]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△1,400	住宅・建築物耐震改修等補助金
4) 公園管理費	119,355	△7,275	112,080	15,730	△23,005	
				国庫支出金		
				△1,370		
				地方債		
				17,100		

款 7 土木費 項 4 都市計画費

款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△734	
				12. 委託料	△3,606	
				14. 工事請負費	△2,935	
[2] 公園緑地等維持 管理事業（住宅 公園課）	100,967	△3,669	97,298	15,730	△19,399	住宅公園課
				国庫支出金 △1,370 [都市計画費補助金 △1,370]		
				地方債 17,100 [都市計画債 17,100]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△734	光熱水費
				14. 工事請負費	△2,935	
[3] 公園緑地等維持 管理事業（都市 政策課）	16,611	△3,606	13,005		△3,606	都市政策課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△3,606	都市公園管理運営プラン策定等業務委託料 △3,414 泉南中央公園用地活用事業支援業務委託料 △192
6) 都市計画道路事 業費	360,756	△79,580	281,176	△73,627	△5,953	
				国庫支出金 △42,240		
				府支出金 △30,487		
				地方債 △900		

				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△3,000	
12. 委託料	△2,800					
16. 公有財産購入費	△11,860					
18. 負担金、補助及び 交付金	△19,920					
21. 補償、補填及び賠償 金	△42,000					
[1] 砂川樫井線新設 事業	359,199	△78,280	280,919	△72,412	△5,868	道路課
				国庫支出金 △41,525 [都市計画費補助金 △41,525]		
				府支出金 △30,487 [都市計画費補助金 △30,487]		
				地方債 △400 [都市計画債 △400]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△3,000	手数料
				12. 委託料	△1,500	測量・調査等委託料
				16. 公有財産購入費	△11,860	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△19,920	砂川樫井線新設事業負担金
				21. 補償、補填及び賠償 金	△42,000	
[2] 信達樽井線改良 事業	1,557	△1,300	257	△1,215	△85	道路課
				国庫支出金 △715 [都市計画費補助金 △715]		

款 7 土木費 項 4 都市計画費

款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 △500 [都市計画債 △500]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,300	測量・調査等委託料
7) 和泉砂川駅周辺 整備事業費	1,257	△1,000	257	△950	△50	
				国庫支出金 △550		
				地方債 △400		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,000	
[1] 和泉砂川駅周辺 整備事業	1,257	△1,000	257	△950	△50	道路課
				国庫支出金 △550 [都市計画費補助金 △550]		
				地方債 △400 [都市計画債 △400]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,000	測量・調査等委託料
(5) 住宅費	219,774	△20,831	198,943	△19,193	△1,638	
				国庫支出金 △10,093		
				地方債 △9,100		
1) 住宅管理費	217,902	△20,831	197,071	△19,193	△1,638	

				国庫支出金 △10,093		
				地方債 △9,100		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△10,210	
				13. 使用料及び賃借料	△2,459	
				14. 工事請負費	△8,162	
[1] 人件費事業	47,371	0	47,371	△641	641	秘書人事課
				国庫支出金 △641 [住宅費補助金 △641]		
[2] 市営住宅維持管理事業	87,628	△1,000	86,628		△1,000	住宅公園課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,000	管理業務委託料
[3] 市営住宅改修事業	53,646	△8,162	45,484	△8,182	20	住宅公園課
				国庫支出金 △4,082 [住宅費補助金 △4,082]		
				地方債 △4,100 [住宅債 △4,100]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△8,162	
[4] 市営住宅建替事業	29,257	△11,669	17,588	△10,370	△1,299	住宅公園課
				国庫支出金 △5,370 [住宅費補助金 △5,370]		

款 7 土木費 項 5 住宅費

款 7 土木費 項 5 住宅費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 △5,000 [住宅債 △5,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△9,210	設計委託料 △8,500 測量・調査等委託料 △710
				13. 使用料及び賃借料	△2,459	住宅借上料
8 消防費	839,439	40,793	880,232		40,793	
(1) 消防費	839,439	40,793	880,232		40,793	
1) 常備消防費	776,139	40,793	816,932		40,793	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	40,793	
[2] 泉州南消防組合 参画事業	771,367	40,793	812,160		40,793	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	40,793	泉州南消防組合負担金
9 教育費	2,633,578	△122,322	2,511,256	△10,418	△111,904	
				地方債 △8,400		
				諸収入 △2,018		
(1) 教育総務費	689,460	△20,469	668,991	△2,018	△18,451	
				諸収入 △2,018		
2) 事務局費	486,673	△12,892	473,781		△12,892	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬 11. 役務費 12. 委託料	△8,000 △1,041 △3,851	

[1] 人件費事業	421,922	△8,000	413,922		△8,000	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△8,000	会計年度任用職員報酬	
[3] 執務室移転事業	22,719	△3,851	18,868		△3,851	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	△3,851	システム構築委託料	
[4] 執務室管理事業	11,104	△1,041	10,063		△1,041	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				11. 役務費	△1,041	通信サービス料	
4) 国際教育推進費	25,963	△7,577	18,386		△2,018	△5,559	
				諸収入			
					△2,018		
				節 区 分	金 額		
				8. 旅費	△2,496		
13. 使用料及び賃借料	△2,296						
18. 負担金、補助及び 交付金	△2,785						
[2] J E Tプログラム事業	25,703	△7,577	18,126		△2,018	△5,559	人権国際教育課
				諸収入			
					△2,018		
				[徴収金収入			
					△2,018]		
				節 区 分	金 額		
				8. 旅費	△2,496	費用弁償	△2,196
		普通旅費	△300				
13. 使用料及び賃借料	△2,296	バス借上料	△63				
		会場借上料	△215				
		住宅借上料	△2,018				
18. 負担金、補助及び 交付金	△2,785	研修会参加負担金	△387				
		J E Tプログラム負担金	△2,282				
		J E Tプログラム国内移動費用負担金	△116				
(2) 小学校費	609,460	△31,203	578,257		△7,000	△24,203	
				地方債			
					△7,000		
1) 学校管理費	148,462	△21,927	126,535		△21,927		

款 9 教育費 項 2 小学校費

款 9 教育費 項 2 小学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△21,927	
[2] 学校管理事業	135,682	△21,927	113,755		△21,927	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△21,927	光熱水費
4) 学校給食センター費	317,356	△9,276	308,080		△7,000	
				地方債		
					△7,000	
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△9,276	
[2] 小学校給食提供事業	280,617	△9,276	271,341		△7,000	教育総務課
				地方債		
					△7,000	
				[小学校債		
					△7,000]	
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△9,276	
(3) 中学校費	375,396	△42,938	332,458		△1,400	
				地方債		
					△1,400	
1) 学校管理費	101,774	△21,053	80,721		△21,053	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△21,053	
[2] 学校管理事業	84,315	△21,053	63,262		△21,053	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△21,053	光熱水費
3) 学校施設整備費	56,435	△11,800	44,635		△1,400	
				地方債		
					△1,400	

				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△10,000	
				14. 工事請負費	△1,800	
[1] 施設保全整備事業	56,435	△11,800	44,635	△1,400	△10,400	教育総務課
				地方債 △1,400 [中学校債 △1,400]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△10,000	測量・調査等委託料 △8,700
						測量・調査等委託料 △1,300
				14. 工事請負費	△1,800	
4) 中学校給食費	157,441	△10,085	147,356		△10,085	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△10,085	
[1] 中学校給食提供事業	157,441	△10,085	147,356		△10,085	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△10,085	給食業務委託料
(4) 幼稚園費	334,818	△17,514	317,304		△17,514	
1) 幼稚園費	306,431	△17,514	288,917		△17,514	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△4,000	
				2. 給料	△3,700	
				3. 職員手当等	△3,820	
				4. 共済費	△700	
				10. 需用費	△5,294	
[1] 人件費事業	287,333	△12,220	275,113		△12,220	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△4,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△3,700	一般職
				3. 職員手当等	△3,820	地域手当 △220 期末手当 △800 勤勉手当 △800 期末手当 (会計年度任用職員) △2,000

款 9 教育費 項 4 幼稚園費

款 9 教育費 項 4 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△700	共済組合納付金 △300 共済組合納付金(短期) △100 厚生年金保険料 △300
[2] 幼稚園管理事業	19,098	△5,294	13,804		△5,294	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△5,294	光熱水費
(5) 社会教育費	563,669	△10,198	553,471		△10,198	
6) 留守家庭児童会費	144,448	△12,000	132,448		△12,000	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△10,000	
				3. 職員手当等	△2,000	
[1] 人件費事業	122,853	△12,000	110,853		△12,000	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△10,000	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	△2,000	期末手当(会計年度任用職員)
9) 図書館及びホール費	110,681	1,802	112,483		1,802	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,802	
[3] 文化ホール指定管理事業	35,516	1,802	37,318		1,802	文化振興課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	1,802	指定管理料
11 諸支出金	1,995,220	74,572	2,069,792		74,572	
(3) 公債費管理基金費	937	74,572	75,509		74,572	
1) 公債費管理基金費	937	74,572	75,509		74,572	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	74,572	

[1] 公債費管理基金 事業	937	74,572	75,509		74,572	財政課	
				節 区 分	金 額		
				24. 積立金	74,572		
13 災害復旧費	53,002	0	53,002	5,634	△5,634		
				府支出金			
				10,256			
				地方債			
				△4,400			
				分担金・負担金			
				△222			
(1) 農林水産業施設 災害復旧費	43,502	0	43,502	5,634	△5,634		
				府支出金			
				10,256			
				地方債			
				△4,400			
				分担金・負担金			
				△222			
1) 農業用施設災害 復旧費	43,502	0	43,502	5,634	△5,634		
				府支出金			
				10,256			
				地方債			
				△4,400			
				分担金・負担金			
				△222			
[1] 農業施設災害復 旧事業	43,502	0	43,502	5,634	△5,634	産業振興課	
				府支出金			
				10,256			
				[農林水産業施設災 害復旧費補助金 10,256]			
				地方債			
				△4,400			

款 13 災害復旧費 項 1 農林水産業施設災害復旧費

款 13 災害復旧費 項 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[災害復旧事業債 △4,400]		
				分担金・負担金 △222 [農林水産業施設災 害復旧費分担金 △222]		
歳 出 合 計	31,848,603	△380,499	31,468,104			
				国庫支出金 △221,978		
				府支出金 △45,499		
				地方債 △7,300		
				分担金・負担金 △222		
				寄附金 1,000		
				諸収入 △7,318		

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 378 (392)	千円 358,390	千円 1,790,471	千円 1,301,416	千円 3,450,277	千円 648,067	千円 4,098,344	
補正前	378 (397)	392,550	1,808,271	1,300,828	3,501,649	651,237	4,152,886	
比 較	0 (△5)	△ 34,160	△ 17,800	588	△ 51,372	△ 3,170	△ 54,542	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	39,308	110,157	52,643	20,383	99,629	1,224	38,434	4,788
	補正前	39,308	111,225	52,643	20,383	99,629	1,224	38,654	4,788
比 較	0	△ 1,068	0	0	0	0	△ 220	0	
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	千円	千円	千円	千円	千円				
補正後	16,725	462,016	320,988	135,121					
補正前	16,725	468,846	323,468	123,935					
比 較	0	△ 6,830	△ 2,480	11,186					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 378 (149)	千円 0	千円 1,790,471	千円 1,255,106	千円 3,045,577	千円 596,458	千円 3,642,035	
補正前	378 (149)	0	1,808,271	1,250,518	3,058,789	599,628	3,658,417	
比 較	0 (0)	0	△ 17,800	4,588	△ 13,212	△ 3,170	△ 16,382	

※ () 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円
	補正後	39,308	110,157	52,643	20,383	99,629	1,224	38,434	4,788
	補正前	39,308	111,225	52,643	20,383	99,629	1,224	38,654	4,788
	比 較	0	△ 1,068	0	0	0	0	△ 220	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 16,725	千円 415,706	千円 320,988	千円 135,121				
	補正前	16,725	418,536	323,468	123,935				
	比 較	0	△ 2,830	△ 2,480	11,186				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (243)	358,390	0	46,310	404,700	51,609	456,309	職員手当等 は期末手当
補正前	0 (248)	392,550	0	50,310	442,860	51,609	494,469	
比 較	0 (△5)	△ 34,160	0	△ 4,000	△ 38,160	0	△ 38,160	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円 △ 17,800	その他の増減分	千円 △ 17,800	人事異動等による減額	
職員手当等	千円 4,588	退職に伴う増減分	千円 11,186	退職者の増加に伴う退職手当の増額	地域手当 △ 1,068 千円 通勤手当 △ 220 千円 期末手当 △ 2,830 千円 勤勉手当 △ 2,480 千円 退職手当 11,186 千円
		その他の増減分	千円 △ 6,598	人事異動等による減額	

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	2,317,100	12,097,103	2,314,200	12,094,203
(1) 土 木	178,100	1,173,715	192,700	1,188,315
(3) 教 育	156,900	3,736,700	148,500	3,728,300
(4) 公 営 住 宅	30,000	232,270	20,900	223,170
2. 災 害 復 旧 債	10,200	123,542	5,800	119,142
(2) 農 林	7,900	12,275	3,500	7,875
計	2,469,104	22,868,660	2,461,804	22,861,360

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,004,455		9,004,455	28.6
2 地方譲与税	166,200		166,200	0.5
3 利子割交付金	6,400		6,400	—
4 配当割交付金	51,200		51,200	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	48,600		48,600	0.2
6 法人事業税交付金	142,600		142,600	0.4
7 地方消費税交付金	1,536,400		1,536,400	4.9
8 ゴルフ場利用税交付金	43,000		43,000	0.1
9 環境性能割交付金	25,900		25,900	0.1
10 地方特例交付金	52,481		52,481	0.2
11 地方交付税	3,943,926	158,741	4,102,667	13.0
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	59,676	△222	59,454	0.2
14 使用料及び手数料	330,694		330,694	1.1
15 国庫支出金	7,163,980	△221,978	6,942,002	22.1
16 府支出金	2,364,668	△45,499	2,319,169	7.4
17 財産収入	36,823		36,823	0.1
18 寄附金	1,200,757	1,000	1,201,757	3.8
19 繰入金	2,357,400	△262,808	2,094,592	6.7
20 諸収入	294,254	△2,433	291,821	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	2,437,904	△7,300	2,430,604	7.7
22 繰越金	573,285		573,285	1.8
歳 入 合 計	31,848,603	△380,499	31,468,104	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	212,747		212,747	0.7
2 総務費	3,028,310	△39,306	2,989,004	9.5
3 民生費	14,730,701	8,058	14,738,759	46.8
4 衛生費	2,286,535	△223,708	2,062,827	6.5
5 農林水産業費	190,071		190,071	0.6
6 商工費	232,542		232,542	0.7
7 土木費	1,913,810	△118,586	1,795,224	5.7
8 消防費	839,439	40,793	880,232	2.8
9 教育費	2,633,578	△122,322	2,511,256	8.0
10 公債費	3,702,648		3,702,648	11.8
11 諸支出金	1,995,220	74,572	2,069,792	6.6
12 予備費	30,000		30,000	0.1
13 災害復旧費	53,002		53,002	0.2
歳 出 合 計	31,848,603	△380,499	31,468,104	100.0

議案第22号

令和5年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第1号）

令和5年度大阪府泉南市の馬場財産区会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	財産管理事業	1,065千円

議案第 23 号

令和 5 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150,196 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,964,525 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 6 日提出

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		976,469	150,196	1,126,665
	1 他会計繰入金	976,469	150,196	1,126,665
歳入合計		7,814,329	150,196	7,964,525

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 予備費		26,784	150,196	176,980
	1 予備費	26,784	150,196	176,980
歳 出	合 計	7,814,329	150,196	7,964,525

令和5年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6							
繰入金		976,469	150,196	1,126,665			
(1)							
他会計繰入金		976,469	150,196	1,126,665			
	1)				2.		未就学児均等割保険料繰入金
	一般会計繰入金	976,469	150,196	1,126,665	未就学児均等割保 険料繰入金	196	
					7.		その他一般会計繰入金
					その他一般会計繰 入金	150,000	
歳 入 合 計		7,814,329	150,196	7,964,525			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 8 予備費 項 1 予備費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
8 予備費	26,784	150,196	176,980	150,196		
				繰入金		
				150,196		
(1) 予備費	26,784	150,196	176,980	150,196		
				繰入金		
				150,196		
1) 予備費	26,784	150,196	176,980	150,196		
				繰入金		
				150,196		
[1] 予備費	26,784	150,196	176,980	150,196		保険年金課
				繰入金		
				150,196		
				[未就学児均等割保 険料繰入金		
				196]		
				[その他一般会計繰 入金		
				150,000]		
歳 出 合 計	7,814,329	150,196	7,964,525			
				繰入金		
				150,196		

議案第24号

令和5年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,238千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,129,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出

泉南市長 山本 優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		235,556	△ 5,165	230,391
	1 一般会計繰入金	235,556	△ 5,165	230,391
4 諸収入		9,830	927	10,757
	3 受託事業収入	9,800	927	10,727
歳入	合計	1,133,802	△ 4,238	1,129,564

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,360	0	36,360
	1 総務管理費	34,619	0	34,619
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,093,448	△ 4,238	1,089,210
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,093,448	△ 4,238	1,089,210
歳 出	合 計	1,133,802	△ 4,238	1,129,564

令和5年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	繰入金	235,556	△5,165	230,391			
(1)	一般会計繰入金	235,556	△5,165	230,391			
	1) 事務費繰入金	27,005	△927	26,078	1. 事務費繰入金	△927	事務費繰入金
	2) 保険基盤安定繰入金	208,551	△4,238	204,313	1. 保険基盤安定繰入金	△4,238	保険基盤安定繰入金
4	諸収入	9,830	927	10,757			
(3)	受託事業収入	9,800	927	10,727			
	1) 受託事業収入	9,800	927	10,727	1. 高齢者保健受託事業収入	927	高齢者保健受託事業収入
歳 入 合 計		1,133,802	△4,238	1,129,564			

款 4 諸収入 項 3 受託事業収入

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	36,360	0	36,360	927	△927	
				諸収入		
				927		
(1) 総務管理費	34,619	0	34,619	927	△927	
				諸収入		
				927		
1) 一般管理費	34,619	0	34,619	927	△927	
				諸収入		
				927		
[1] 人件費事業	27,553	0	27,553	927	△927	秘書人事課
				諸収入		
				927		
				[高齢者保健受託事業収入		
				927]		
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,093,448	△4,238	1,089,210	△4,238		
				繰入金		
				△4,238		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,093,448	△4,238	1,089,210	△4,238		
				繰入金		
				△4,238		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,093,448	△4,238	1,089,210	△4,238		
				繰入金		
				△4,238		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△4,238	

[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事業	1,093,448	△4,238	1,089,210			
				繰入金 △4,238 [保険基盤安定繰入金 △4,238]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△4,238	保険料等負担金
歳 出 合 計	1,133,802	△4,238	1,129,564			
				繰入金 △4,238		
				諸収入 927		

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金

